コピーライトポリシー

国立療養園栗生楽泉園ホームページ(以下「当ホームページ」といいます。)で掲載・発信している情報(以下「コンテンツ」といいます。)の著作権は特記されていない限り国立療養所栗生楽泉園に帰属し、権利表記の記載がない限り「公共データ利用規約(第1.0版)」(PDL1.0)に準拠した利用条件の下で、利用することができます。

PDL1.0のうち、当ホームページ独自の出典記載例や本ルールの適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については、「本サイトのコンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報」を参照してください。

本サイトのコンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報

1.1 出典の記載について

1. コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。 (出典記載例)出典:国立療養所栗生楽泉園

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/kuriu/)

2. コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

- 「○○動向調査」(国立療養所栗生楽泉園)(当該ページの URL)を加工して作成
- 「〇〇動向調査」(国立療養所栗生楽泉園)(当該ページの URL)をもとに〇〇株式会社 作成

1.4 本利用ルールが適用されないコンテンツについて(PDL1.0 に関する重要情報)

以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

- 1. 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴシンボルマーク、ロゴの使用を希望する場合は、シンボルマーク・ロゴ使用申請書を国立療養所栗生楽泉園庶務班に提出してください。
- 2. 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツ